

## (8) 粟屋小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定

### 1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校・保護者・地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

そのため、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「粟屋小学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市・保護者・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 2 いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法第 2 条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止委員会を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動・委員会活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を強要されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を強要される
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・パソコンや携帯電話、ゲーム機等で、誹謗中傷や嫌なことを書かれる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき行為と認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような行為は、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

#### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を講じなければならない。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことや「いじめをしたくなる心理」についての理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うための取組を教職員、児童、保護者等が連携して実施する。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

全ての児童が安心でき、自己肯定感や自己有用感、充実感を得られるよう、校内での異学年交流のほかに、保小中連携による行事などを活用した異学年交流を実施する。児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

#### (2) 児童の主体的な活動の推進

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取組んでいくことが重要であることから、児童会として、いじめ撲滅キャンペーンを行う等、児童の主体的な活動を仕組む。

#### (3) いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。そのために、いじめの早期発見のための校内研修や児童、保護者、地域を対象とした広報活動を計画的に実施する。

また、日常的な取組として、休み時間や放課後の雑談の中などで、教職員が児童の様子に目を配り、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。さらに、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守り、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

#### (4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止基本法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

## 本校のいじめ問題解決の基本方針

### ① 基本的な考え方

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置き指導する。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

### ② いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ・本校の教職員は、児童の遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりをもつ。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を絶対的に守り、その姿勢を示していく。
- ・発見・通報を受けた教員は抱え込まず、学校における「いじめ防止委員会」に直ちに報告し、情報共有を図る。「いじめ防止委員会」が中心となり、速やかに関係児童から聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・いじめを認知した時点で市教育委員会及びいじめられた児童・いじめた児童の保護者に報告し、事実確認の結果を随時、市教育委員会と情報共有するとともにいじめられた児童・いじめた児童の保護者に連絡する。

### ③ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童の事実関係の聴取とともに心のケアを行う。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくる。
- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員で協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ・状況に応じて、市教育委員会に設置された「三次市学校支援ネットワーク」など外部専門家の協力を得る。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

### ④ いじめた児童又はその保護者への指導

- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて市教育委員会に設置されている「三次市学校支援ネットワーク」等外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、再発防止を図る。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意する
- ・事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡する。

#### ⑤いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めさせることや誰かに知らせる勇気を持つ指導を学級活動や道徳などで行う。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・再発を防ぐために、学級全体または学校全体の児童に働きかけ、意識化を図る。

#### ⑥ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を警察と連携して行う。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは、プロバイダ責任制限法に沿って、違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている。これを踏まえ、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
- ・法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても定期的に周知する。
- ・パソコンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を定期的実施するとともに、保護者会等を活用し、地域・保護者においてもこれらについて啓発していく。

#### (5) 学校、家庭及び地域との連携

学校関係者、保護者及び地域が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り、育てる。

### 4 いじめの防止等に関する本校の取組

本校は、いじめの防止のため、「三次市いじめ防止基本方針」に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、次のような取組を体系的・計画的に取組を進める。

#### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 本校の児童の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
- ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- エ 学校のホームページなどで公開する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

#### (2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止委員会」）を設置する。
- イ 「いじめ防止委員会」は校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭の他、校長が指名する職員によって構成し、校務運営組織に位置づける。また、校長の判断に応じて、必要により児童の発達等に関する専門的な知識を有するものの協力を得る。

#### (3) いじめの防止等に係る児童への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等を通じて、円滑に他者とコミュニケー

ションを図る能力を育成する。

エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

#### (4) 児童の主体的な活動の推進

児童会が、いじめの防止等のために主体的に活動できるよう取組を進める。

#### (5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

#### (6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

#### (7) 重大事態発生時の対応

市教育委員会の判断により、調査組織（プロジェクトチーム）を学校又は教育委員会内に置き、調査する。

いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく警察と連携して対処する。

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

## 5 重大事態への取組

「重大事態」の定義（法第28条第1項による）

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告する。

イ 市教育委員会の判断により、調査組織を学校又は市教育委員会内に置き、調査する。

ウ 学校に調査組織を置く場合は、市教育委員会の指導の下、「いじめ防止委員会」等を中心としたプロジェクトチームを設置し、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教育委員会に報告する。

エ 調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。

## 6 「栗屋小学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

栗屋小学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。